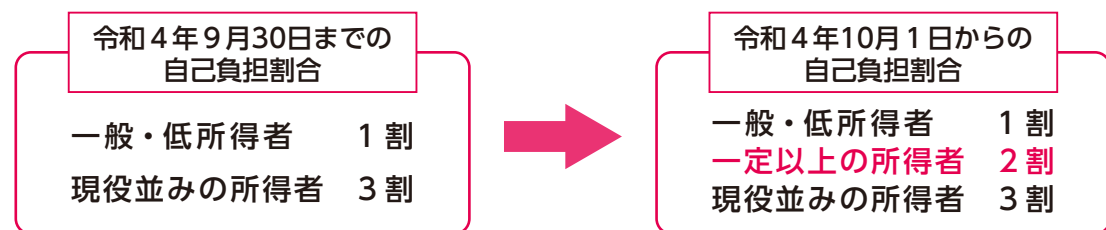


## 自己負担割合

病気やケガで診療を受けるとき、保険証を医療機関等で提示すれば、かかった医療費の一部を負担するだけになります。負担割合は、保険証に記載されています。

令和4年9月30日までは、自己負担割合は、1割または3割ですが、令和4年10月1日からは、従来の1割負担のうち、一定以上の所得のある方は、2割となります。



## 後期高齢者健康診査

6月下旬から受診券等を後期高齢者医療広域連合から順次送付します。

**目的** 健康管理と生活習慣病等の早期発見

**対象者** 令和4年8月31日までに、三重県後期高齢者医療被保険者になる方

**送付予定**

- ・4月末時点の被保険者・・・6月下旬発送
- ・5月～7月中に被保険者になる方・・・8月中旬発送
- ・8月中に被保険者になる方・・・9月中旬発送

**受診期間** 7月1日(金)から11月30日(水)まで

**受診場所** 同封される医療機関一覧をご確認ください。

**受診方法** 受診券等をご確認ください。

**自己負担** 無料 ※2回目以降の受診は全額自己負担になります。

## 75歳からのお口の健康チェック(後期高齢者歯科健康診査)

8月下旬に受診券等を後期高齢者医療広域連合から送付します。

**目的** 口腔機能低下の予防と口腔健康意識の向上

**対象者** 三重県後期高齢者医療被保険者で令和4年3月31日現在、75歳、77歳、80歳の方

**送付予定** 8月下旬発送

**受診期間** 9月1日(木)から12月20日(火)まで

**受診場所** 公益社団法人三重県歯科医師会の指定する歯科医療機関

**受診方法** 受診券等をご確認ください。

**自己負担** 無料 ※2回目以降の受診は全額自己負担になります。

## 後期高齢者医療費通知

医療費通知を後期高齢者医療広域連合から送付します。

実際にかかった医療費の総額を確認することで、みなさんの医療と健康に対する意識を高め、医療保険の健全な運営を図ることを目的に送付しています。また支払った医療費の額は、確定申告の医療費控除の申告手続きで「医療費控除の明細書」の添付書類として使用することができます。

☎三重県後期高齢者医療広域連合

(資格・保険料) TEL059・221・6883

(給付・健康) TEL059・221・6884

町民保険課 TEL366・7115

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## 被保険者証が変わります

令和4年度は、窓口負担割合の見直し(2割負担)が10月1日から実施されるため、被保険者証は次のとおり2回に分けて、簡易書留で送付します。

1回目 交付時期は7月中で、有効期限が令和4年9月30日の被保険者証(紫色)

2回目 交付時期は9月中で、有効期限が令和5年7月31日の被保険者証(若草色)

※現在お持ちの被保険者証(ピンク色)は8月1日以降に川越町役場へ返却してください。  
ご自身で処分される場合は、個人情報に十分注意した上で、処分してください。

## 限度額適用認定証等

入院をするときや高額な外来診療を受けるときは、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関などの窓口に表示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代なども減額されます。

認定証の交付を受ける場合は、町民保険課で申請してください。

現在交付されている人で今年度も同一証の対象者へは自動更新により7月末に送付します。

## 令和4年度・令和5年度の保険料

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに保険料を納付していただきます。

7月中旬に保険料額と納付方法の通知を送付します。

## ◆保険料の計算方法

保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」とその人の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。

※保険料の計算では、前年の所得から算出します。

【令和4年～5年度の保険料計算式】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{被保険者均等割額} \\ \hline 44,589\text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{被保険者に係る} \\ \text{基礎控除後の} \times 8.99\% \\ \text{総所得金額等} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料額} \\ \hline \text{賦課限度額} \\ \hline \text{※66万円} \\ \hline \end{array}$$

※賦課限度額は、法律施行が一部改正されたことから66万円となりました。

## ◆保険料の軽減措置

### 【所得の低い世帯の方への軽減】

所得が低い世帯の方は、均等割額が軽減されます。

※毎年4月1日時点の世帯状況で、同一世帯の後期高齢者医療被保険者と世帯主の総所得金額で軽減判定を行います(年度途中で資格取得された方は資格取得日)。

### 【被用者保険の被扶養者であった人への軽減】

後期高齢者医療制度に加入する前日に健康保険の被扶養者であった人は、所得割額は課されません。

均等割額は資格取得から2年間のみ5割軽減されます。

※所得が低い世帯の方は、軽減割合が高い方になります。

※健康保険の被扶養者であった方で、軽減措置が行われていない場合は、町民保険課にお知らせください。